

第7号様式
(その1)

収 支 報 告 書

(平成 25 年分)

(平成 年 月 日開催分)



1 政治団体の名称 ふりがな みやしたいちろうこうえんかい いなだにしちようそんぎいんれんめい
宮下一郎後援会 伊那谷市町村議員連盟

2 主たる事務所の所在地 長野県伊那市上牧6610-1

3 代表者の氏名 黒河内浩

4 会計責任者の氏名 中山彰博

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 高橋達之

(電話) 0265 - 78 - 2828

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 宮下一郎	
公職の種類 衆議院議員長野県第5選挙区(現職)	

25 年整理番号 12870

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,905,382
(前年からの繰越額)	662,280
(本年の収入額)	3,243,102
支 出 総 額	3,328,212
翌年への繰越額	577,170

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	3,243,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	328人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附		
(イ) うち特定寄附		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ロ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア + イ)		

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
この頁の小計	0	(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
1件10万円未満のもの	102	
合 計	102	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	15,960	
小 計	15,960	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	3,312,252	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	3,312,252	
合 計	3,328,212	

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
政治資金収支報告書監査料	15,750	25	6	6	橋本幸二郎	飯田市知久町3-36-3	
この頁の小計	15,750						
その他の支出	210						
合計	15,960						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			組織活動費(行事費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
弁当代	15,640	25 5 21	ほっともつと飯田上郷店		飯田市上郷別府3361-2		
〃	11,270	25 8 7	〃		〃		
〃	11,500	25 8 26	花紋		伊那市坂下3334		
研修会昼食代	42,784	25 11 1	防衛省収入官吏		東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1		
会議室使用料	30,160	25 10 31	衆議院収入官吏		東京都千代田区永田町1-7-1		
研修会旅費	2,288,082	25 11 20	㈱ワイプラザ伊那バス観光		伊那市西町5230		
研修会ケータリング代	740,649	25 11 20	㈱霞ガーデン		東京都千代田区永田町1-1-1		
プロジェクターリース料	108,150	25 11 29	㈱光和		東京都江東区辰巳1-7-32		
この頁の小計	3,248,235		(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
その他の支出	16,017		(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
合計	3,264,252		(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			組織活動費(通信費)		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
切手代	24,000	25	6	11	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
〃	24,000	25	9	2	〃	〃	
この頁の小計	48,000						
その他の支出	0						
合計	48,000						

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 5月 29日

政治団体の名称

宮下一郎後援会伊那谷市町村議員連盟

会計責任者の氏名

中山 彰博



（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

平成 26 年 5 月 12 日

宮下一郎後援会

伊那谷市町村議員連盟

代表 黒河内 浩 殿

登録政治資金監査人  橋本 幸二

登録番号 第 1903

研修修了年月日 平成 21 年 6 月 16 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、宮下一郎後援会伊那谷市町村議員連盟の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、宮下一郎後援会伊那谷市町村議員連盟のほか、同一の国会議員に係る他の国会議員関係政治団体についても政治資金監査を実施するため、政治資金監査の効率的な実施の観点から、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人である橋本幸二郎が判断したため、宮下一郎後援会飯伊連合事務所（長野県飯田市上郷別府 3349-4）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出

目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

宮下一郎後援会伊那谷市町村議員連盟と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、宮下一郎後援会伊那谷市町村議員連盟と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上